

# 第6回トラック輸送における取引環境・ 労働時間改善石川県地方協議会

平成30年3月5日（月）14時00分～  
於）ANAクラウンプラザホテル金沢 3階 鳳の間

## 【議事次第】

### I. 開会

### II. 議題

1. 平成29年度パイロット事業（実証実験）最終報告（案）について
  - （株）PEC協会
  - （株）湯浅コンサルティング
2. 平成30年度トラック輸送における取引環境・労働時間改善事業について
3. その他

### III. 閉会

## 【配付資料】

議事次第、委員名簿、出席委員名簿、配席図

- 資料1 平成29年度パイロット事業最終報告（案）資料【（株）PEC協会】  
資料2 平成29年度パイロット事業最終報告（案）資料【（株）湯浅コンサルティング】  
資料3 平成30年度トラック輸送における取引環境・労働時間改善事業について  
資料4 平成29年度補正予算及び平成30年度予算の概要について【北陸農政局】

参考資料 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」の  
取組みにかかる広報について

## 第6回

### トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

#### 委員名簿

(敬称略)

近藤修司	北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科講師
宮本外紀	石川県商工会議所連合会専務理事
橋本政人	一般社団法人石川県経営者協会専務理事
中村明	石川県中小企業団体中央会専務理事
南英明	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長
永井宏行	カナカン株式会社物流システム部課長
松任宏幸	津田駒工業株式会社取締役総務部長
杉浦直人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久安常信	一般社団法人石川県トラック協会会長
山田秀一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小前田彰	小前田運輸株式会社取締役会長
中野廣志	日本通運株式会社金沢支店支店長
小奈健男	厚生労働省石川労働局長
江角直樹	国土交通省北陸信越運輸局長

## 第6回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

### 出席者名簿

(敬称略)

近藤修司	北陸先端科学技術大学院大学知識科学研究科講師
西田哲次	石川県商工会議所連合会 金沢商工会議所 企業経営アシストセンター長 (代理)
酒井一芳	一般社団法人石川県経営者協会業務課長 (代理)
中村明	石川県中小企業団体中央会専務理事 (欠席)
南英明	全国農業協同組合連合会石川県本部管理部長 (欠席)
永井宏行	カナカン株式会社物流システム部課長
松任宏幸	津田駒工業株式会社取締役総務部長 (欠席)
杉浦直人	石川県交通運輸産業労働組合協議会議長
久安常信	一般社団法人石川県トラック協会長
山田秀一	北陸貨物運輸株式会社代表取締役
小前田彰	小前田運輸株式会社取締役会長
中野廣志	日本通運株式会社金沢支店支店長
篠山賢一	厚生労働省石川労働局労働基準部長 (代理)
林伸治	国土交通省北陸信越運輸局自動車交通部長 (代理)

(オブザーバー)

高橋信行	北陸農政局 経営・事業支援部 食品企業課課長補佐
------	--------------------------

## ○石川県パイロット事業

### 【実施集団①】

(発荷主)

中井和則 コマニー株式会社 管理統括本部経営管理部責任者

(運送事業者)

西出陽一 上田運輸株式会社 企画開発室長 物流部長

(コンサルタント)

本多亨 株式会社PEC協会 代表取締役主任研究員

### 【実施集団②】

(発荷主)

板谷英樹 カナカン株式会社 給食担当部長 外食金沢営業所長

(運送事業者)

北村和光 二本松物流株式会社 常務取締役 総務部長

藤本憲一 二本松物流株式会社 外食部門係長

(コンサルタント)

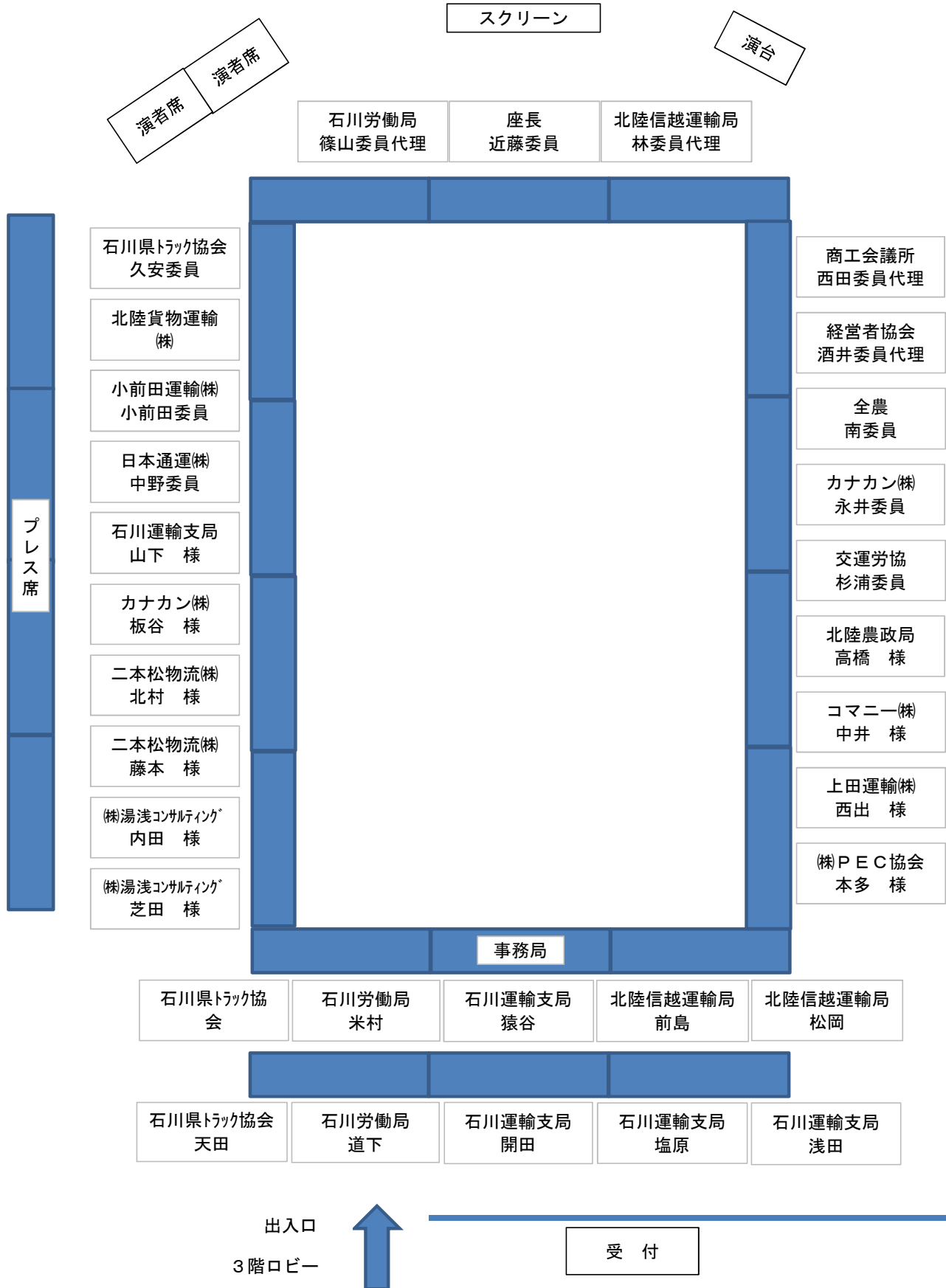
内田明美子 株式会社湯浅コンサルティング コンサルタント

芝田稔子 株式会社湯浅コンサルティング コンサルタント

# 第6回トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会

平成30年3月5日（月） 14:00～

ANAクラウンプラザホテル金沢 鳳の間



# 平成29年度トラック輸送における取引環境・労働時間改善 石川県地方協議会におけるパイロット事業

## 【事業の目的】

トラック運送事業においては、運転者の総労働時間が他の産業の総労働時間と比較して長いという実態がある。これには、荷主都合による手待ち時間が発生するなど取引環境にも課題があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を改善することが困難であるという要因が存在する。

このような状況を踏まえ、トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会（以下、「地方協議会」という。）により選定された荷主、運送事業者等で構成される集団が行うパイロット事業において、トラック運転者の長時間労働抑制のための課題の抽出・分析、具体的な改善策の提示等の指導・助言を行うことにより、トラック運送事業の長時間労働の抑制とその定着を図ることを目的とする。

## 【対象企業】

荷主 コマニー(株)

運送事業者 上田運輸(株)

## 【実施スケジュール】

パイロット事業 タイムスケジュール	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 対象職場決め(発～着)	→							
2 着・現場確認日程決め	→							
3 チェックリスト配布・回収	→							
4 発・着・運送業者の問題点確認・テーマ決め		→						
5 実証実験スケジュール決め		→						
6 実証実験							→	
7 まとめ							→	
8 資料作成								→

## 【長時間労働削減の為の課題・発荷主】

- ① 生産体制・・出荷に合わせたモノづくりの確立
- ② ピッキング時間短縮

## 【課題解決の為の実証実験】

- ① 出荷に合わせたモノづくり

**AM 出荷物件（中部 HC, 首都第 1 HC, 第 2 HC）の仕分け入れを前日 AM 完成とする**

作業指示書に「出荷エリア」を表示。 AM 完成エリアの物件は出荷前日 AM に仕分け入れできるようにして作業計画。物流からは「前日 AM 完成一覧表」にて対象物件の確認ができる。

	3日前	2日前	1日前	出荷	
A M		塗装	完成		← ③当日朝 データ取込・車輛ピックアップリスト発行(3回目)
P M		完成	完成	← 積込・出荷	①13:00 データ取込・車輛ピックアップリスト発行(1回目)
残 業		完成	完成		②17:00 データ取込・車輛ピックアップリスト発行(2回目)

中部HC,首都第1HC,第2HCは [完成] の範囲での完成を目指す

### 業指示書の「出荷エリア優先順」への変更

「出荷エリア」を優先順列に入れることで出荷エリアの物件の集まりが早くなる

優先順 ①塗装色 ②出荷日 ③出荷エリア ④H 番グループ

優先順位	①	②	③	④			
	色検先順	塗装色	出荷日(予定)	トラック入車順	エリア名	配送指示No	指量
1	1	F22	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32203251	91014388
2	1	F22	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32203251	91014400
3	1	F22	2018/1/24	36	近畿ハブセンター	H32196091	91014385
4	1	F22	2018/2/1	40	滋賀県大津市	H32216231	91010772
5	1	F22	2018/2/1	40	滋賀県大津市	H32216231	91010773
6	2	F30N	2018/1/23	49	北海道江別市	H32182751	91011150
7	2	F30N	2018/1/23	49	北海道札幌市北区	H32205181	91011151
8	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32190841	91010632
9	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32190841	91010633
10	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32190841	91010634
11	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32194891	91012553
12	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32205031	91014408
13	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32205031	91014409
14	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32210451	91018862
15	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32190841	91010632
16	2	F30N	2018/1/24	1	中部ハブセンター	H32190841	91010633
17	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32189451	91012436
18	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32189451	91012437
19	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32166891	91014323
20	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32206011	91014411
21	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32206831	91017900
22	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32205911	91017901
23	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32206891	91813114
24	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32216741	98510577
25	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32216741	98510577
26	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32216741	98510577
27	2	F30N	2018/1/24	2	首都圏第一ハブセンター	H32216741	98510577

塗装色基準は変更なし

塗装色の中で出荷日、トラックの発車が早いものを先に指示できるよう

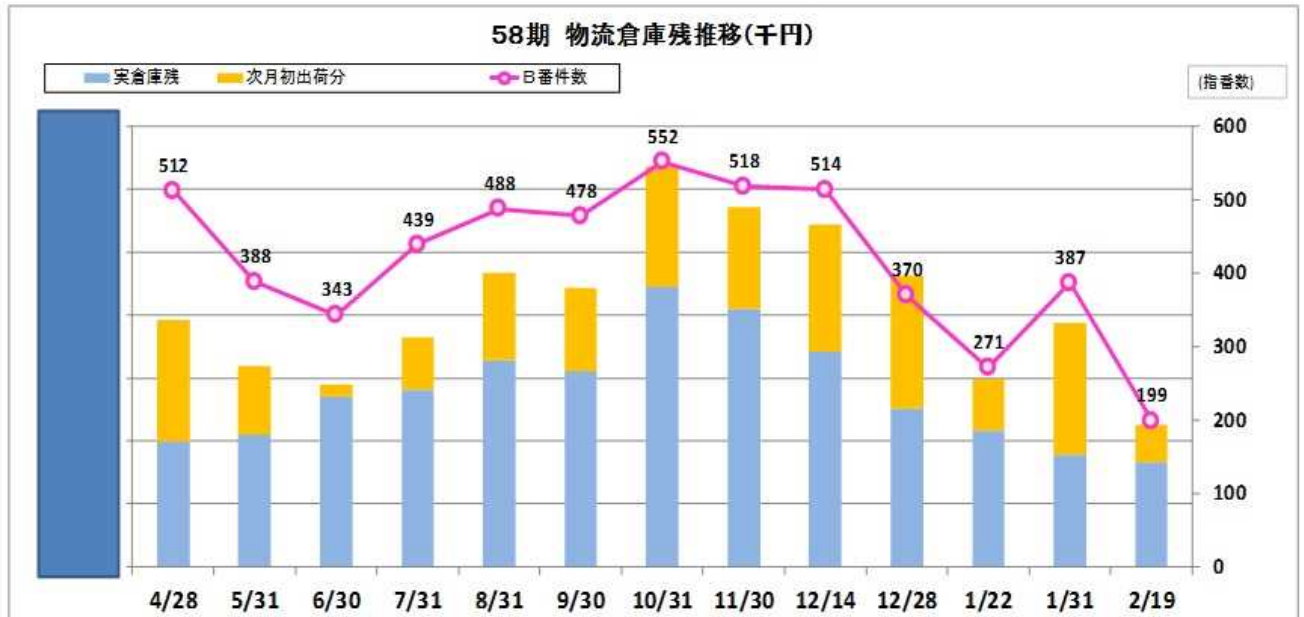
### 出荷日5日前確定の社内通知

通達部署	店所通達No	58管-046	返答	<input type="checkbox"/> 返答要	<input checked="" type="checkbox"/> 返答不要	発行日	2017/9/19
	件名	出荷日5日前確定の運用開始のお知らせ				通達部署	第一・二製造営業部 確認 確認
掲載部署	通達種別	<input type="checkbox"/> 仕様情報 <input type="checkbox"/> 新製品情報 <input type="checkbox"/> 価格情報 <input type="checkbox"/> 施工情報 <input type="checkbox"/> リードタイム情報 <input type="checkbox"/> 不良情報 <input checked="" type="checkbox"/> その他(整流化の実現)				掲載部署	営業・工務統括本部 確認 確認
	目的	整流化の実現を促進する為					
内容							
<p>1. 目的</p> <p>出荷の5日前に出荷日を確定する事で、出荷確定された物件を出荷の時間に合せて時間単位で、出荷できる荷姿で生産し、物流へ引き渡す。</p> <p>2. 実施内容</p> <p>■出荷日の確定を「前日10時⇒5日前10時」へ変更し、出荷確定した物件を生産する。</p> <p>3. 実施日</p> <p>10月10日(火)出荷分より生産を開始します。</p>							

## ② ピッキング時間短縮

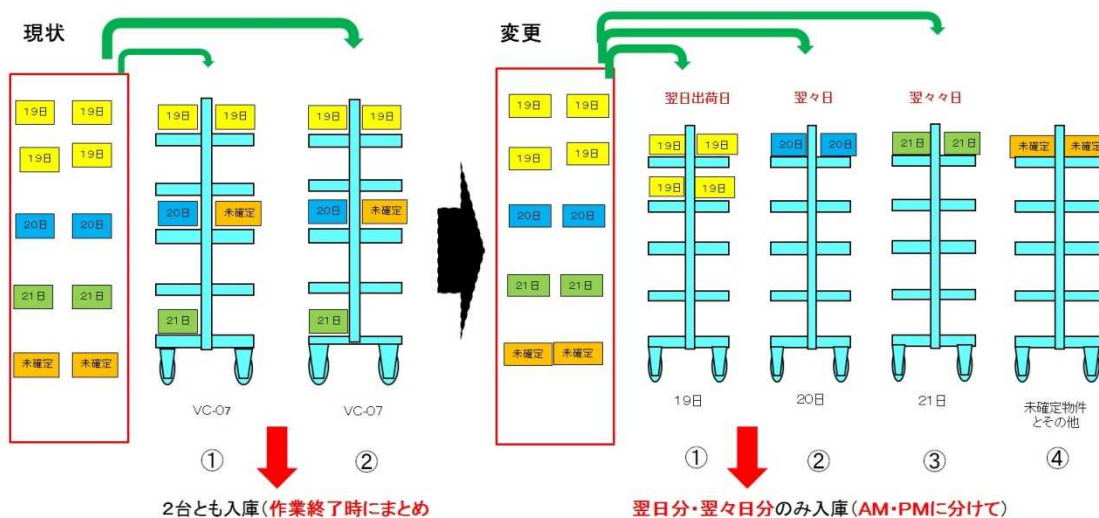
### 在庫削減

#### 物流倉庫残推移



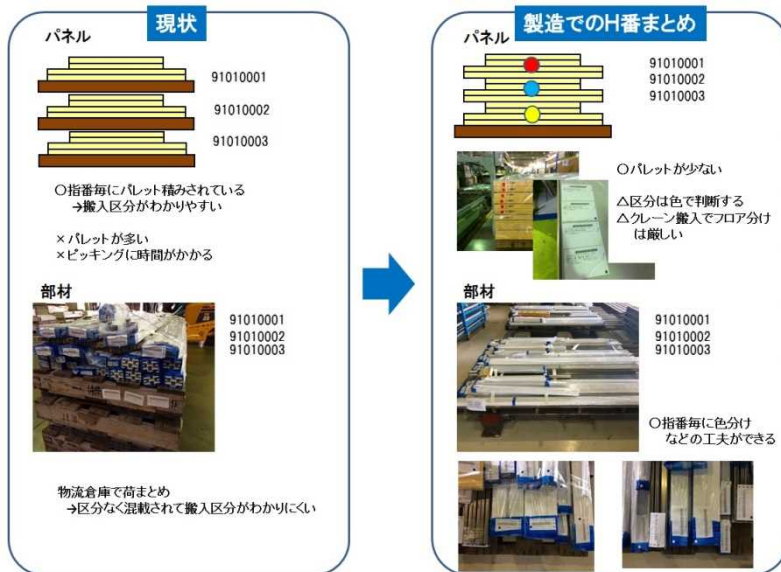
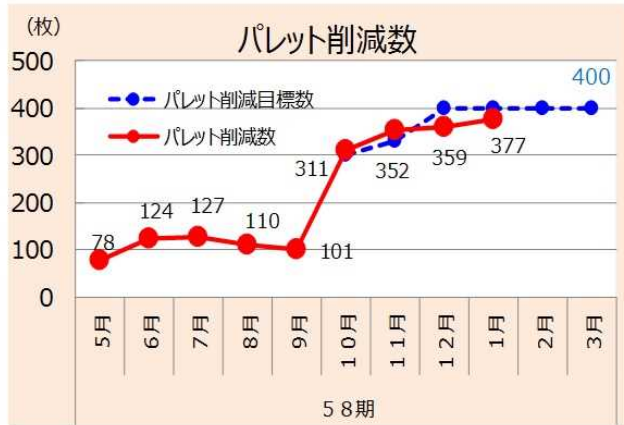
### 台車削減・変更

台車種別	台車台数			
	当初	変更	削減数	削減率
02 少数パネル	5	3	-2	-40%
03 長尺フザイ	23	14	-9	-39%
04 長尺フザイ単品	5	3	-2	-40%
07 部品箱	15	10	-5	-33%
11 トア	11	9	-2	-18%
合計	59	39	-20	-34%

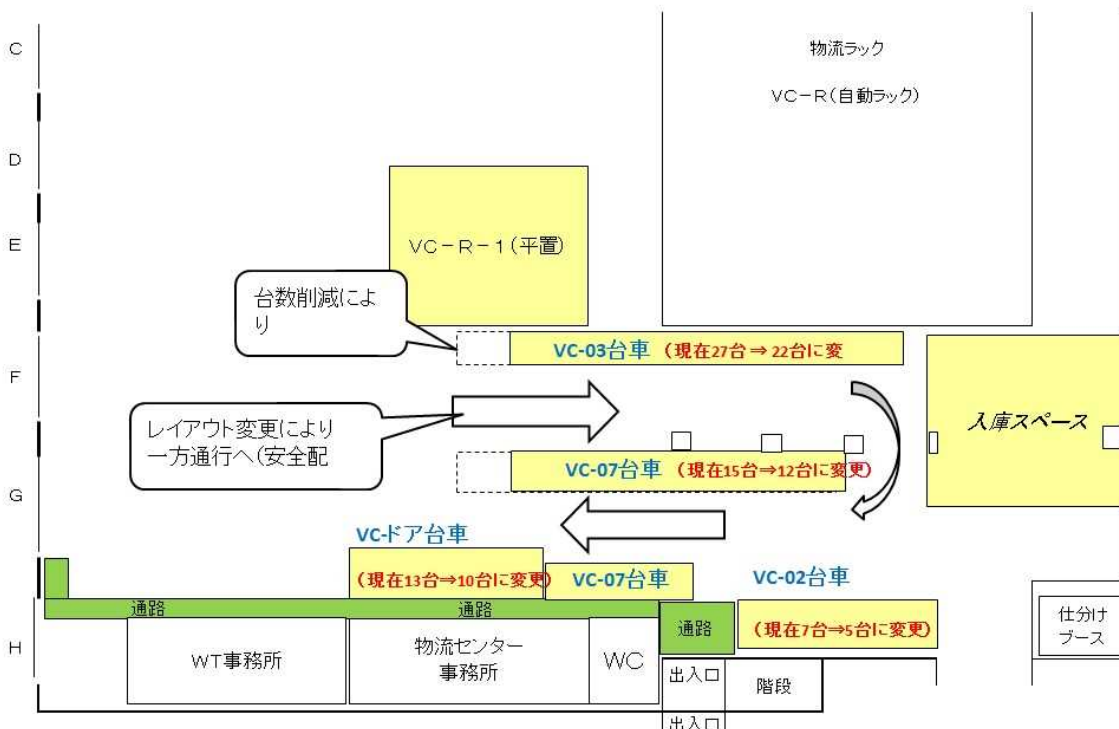




## パレット削減・変更

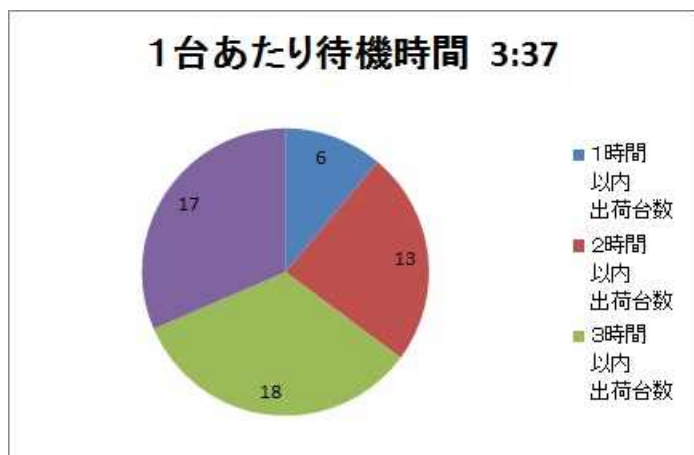


## センターレイアウト変更

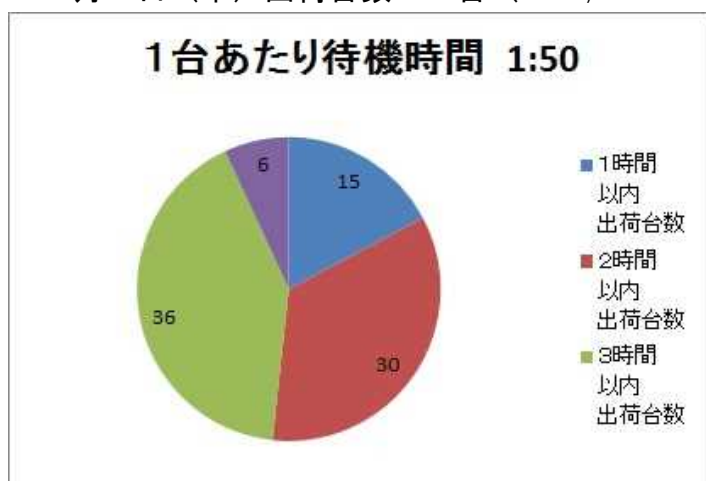


## 【実証実験結果】

1月25日（木）出荷台数47台（17, 842才）



2月1日（木）出荷台数47台（18, 060才）



削減率 約50%

### 【長時間労働削減の為の課題・着荷主】

- ① 搬入時間の平準化

### 【課題解決の為の改善案】



### 1. 実施者の概要

- 荷主企業 : カナカン株式会社  
石川県金沢市に本社のある食料品および酒類卸売業。
- 運送事業者 : 二本松物流株式会社 (本社 : 石川県野々市市)
- 荷種 : 給食事業関連の食品 (冷凍・冷蔵・常温の3温度帯)

### 2. 事業概要

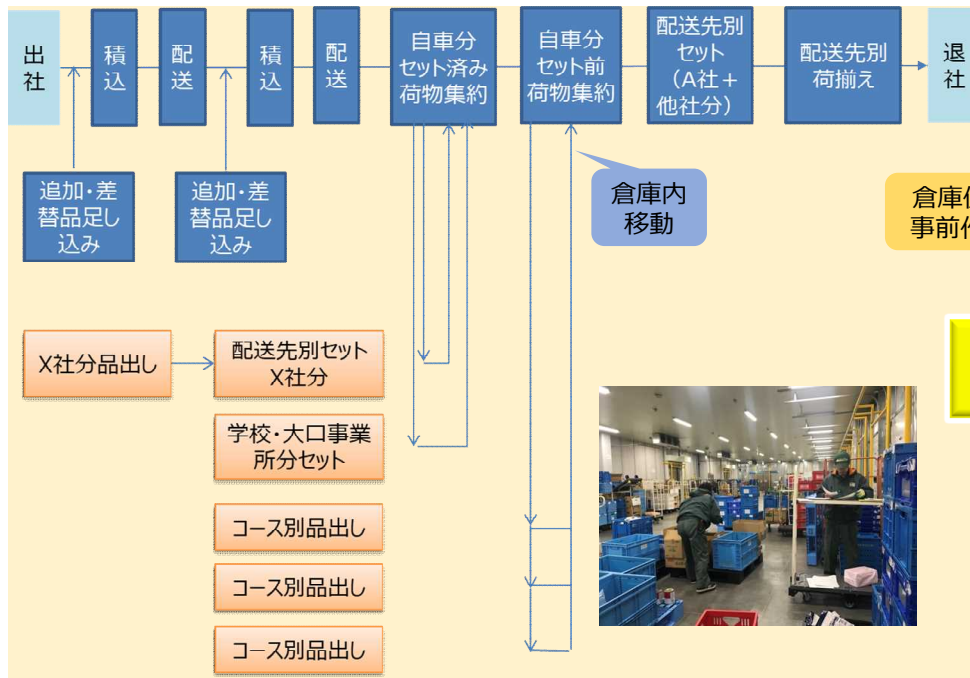
本事業は荷主配送センターから県内給食事業者への配送業務を対象に行った。配送軒数は一日あたり約160軒、2トン車7台を午前と午後で2回転させている。

ドライバー業務は配送のほか、翌日配送分の荷揃えがある。現状分析の結果、配送部分に効率化の余地はなく、荷揃えに関わる改善により、労働時間の短縮を狙うこととした。抽出された課題は下記のとおりである。

- 品出しされた荷物をパースに集めるのに時間がかかる
- ドライバーによるセット作業の量が多い
- セット作業の効率が悪い
- 仮置き～移動の都度、積み替え作業が発生している

### 3. 実験内容

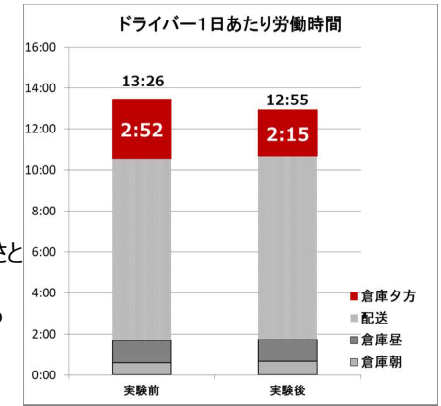
	実験前	実験後
A 給食事業者A社の顧客向けの「セット作業」をドライバーから切り離し、倉庫側で行う	1日あたり 1,258行	1,027行
B 品出しのスケジュールを変更	当日	前日
C 注文の修正期限を物流を考慮した設定に変更	前日	前々日
D ドライバーセット分の品出し集積場所を集約する	5か所	3か所



### 4. 実験結果

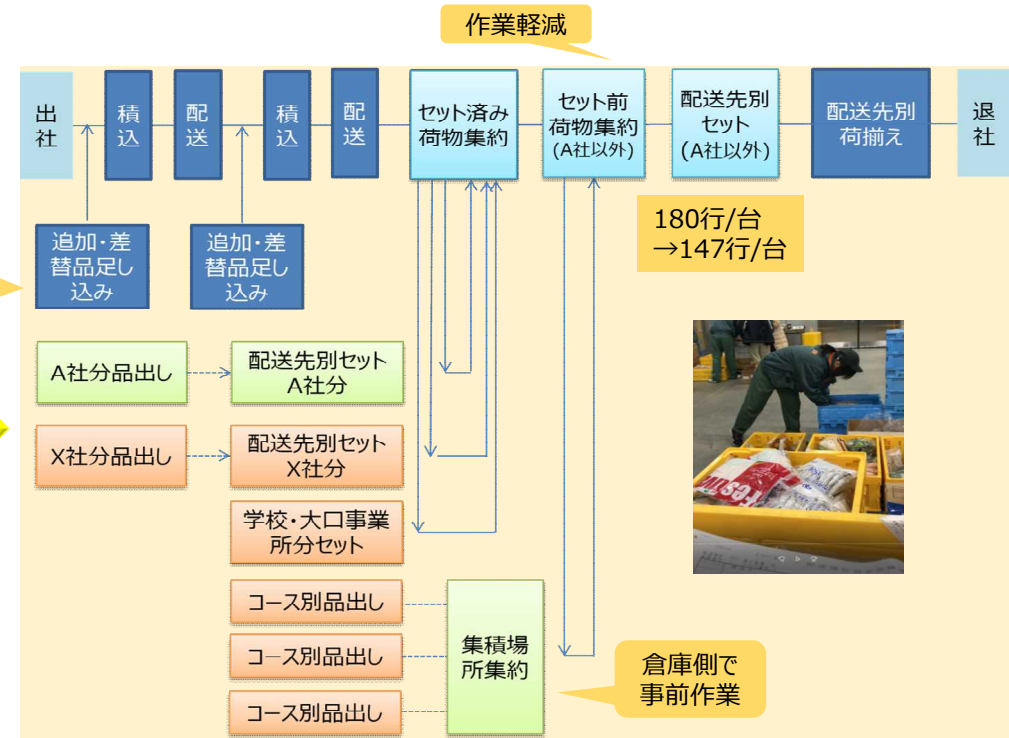
庫内業務の改善により、ドライバー 1日あたり労働時間は実験前の平均13時間26分から12時間55分へと削減された。

荷主にとって重要な競争条件である顧客への納品サービス内容を変更することなく図れた改善である。



### 5. ポイントと課題

- ① 荷主、運送事業者双方において、後工程のやりやすさという視点から業務を見直し
- ② 実験期間だけでなく抜本的な対策として、荷主による主体的な取組み・協力が得られた  
・庫内作業者の新規雇用 ・システム変更  
・品出し時間の変更 ・引渡方法の変更
- ③ 運送事業者においては庫内作業者の役割分担の変更等も行い、ドライバーの労働時間削減を最優先に取り組んだ
- ④ 物流現場を圧迫する顧客の注文内容変更について期限を定め、荷主が「あるべきサービス水準」を考えた。
- ⑤ 作業改善の工夫の成果として、もう少し大きな時間削減効果が出るが見込まれていた。もう一步、ドライバーの労働時間削減を図るためには、ドライバー自身が残業時間削減への意欲を持つことが必要と考えられる。



資料 3 - 1

基政発 0 1 0 9 第 1 号  
基監発 0 1 0 9 第 1 号  
国自貨 第 1 2 6 号  
平成 30 年 1 月 9 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿  
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長  
厚生労働省労働基準局監督課長  
国土交通省自動車局貨物課長

平成 30 年度の「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」におけるコンサルティング事業の実施について

中央及び地方に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、各都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）においては、平成 28 年度から平成 29 年度の 2 か年にわたりパイロット事業を実施し、荷待ち時間の削減や荷役作業の削減等、一定の成果が得られたところである。平成 30 年度には、パイロット事業で得た成果を活用して長時間労働改善ガイドラインを策定し、その普及を通じて、トラック輸送における長時間労働改善策の定着を図ることとしている。

パイロット事業で好事例が収集されていることに関しては中央協議会でも評価されているが、一方で、荷主の理解を得るためには、改善の費用対効果の「見える化」が必要であるといった意見も出ているところである。また、地方協議会によっては、同一年度において複数のパイロット事業を実施するなどの積極的な取組も行われたところもあり、さらに、中央協議会事務局に対し、パイロット事業で明らかになった課題に関して追加調査を行いたい旨の要望が寄せられたケースもあった。

パイロット事業に関しては、当初の予定どおり平成 29 年度をもって終了するが、上記の状況に鑑み、平成 30 年度予算が成立した場合においては、パイロット事業で得た成果と課題を踏まえて、より詳細な改善提案を行う「コンサルティング事業」を実施することとする。コンサルティング事業の実施方法等については、下記のとおりとするので、了知のうえ、必要な検討・対応を進めること。

## 記

### 1 コンサルティング事業の実施規模及び事業内容について

- (1) コンサルティング事業は、厚生労働省及び国土交通省の予算により実施する予定である。実施規模については、パイロット事業で十分な改善事例が蓄積されていることから、全都道府県を対象とはせず、地方運輸局ブロックごとに原則2集団の合計17集団を対象として選定する（別添1参照）。

厚生労働省・国土交通省の予算の内訳は、以下を予定している。

- ・厚生労働省予算によるもの 8集団

（労働基準局労働条件政策課で一括して調達）

- ・国土交通省予算によるもの 9集団

（予算割当後、各運輸局で調達）

- (2) コンサルティング事業は、発・着荷主、元請運送事業者及び下請運送事業者で構成する集団を対象として選定し、パイロット事業の成果を活用した外部委託によるコンサルティングを実施するものである。また、コンサルティングに当たっては、対象集団を構成する事業者及び受託業者で検討会を開催し、問題点の把握及び改善方法の検討・提案等を行うものとし、受託業者が改善策を提示する際には、当該改善策の費用対効果の見込みについても提示することで、荷主と運送事業者との費用負担面の協働も促すものとする。

対象集団の選定や、コンサルティング事業と地方協議会との関係については、下記2及び3によること。

### 2 コンサルティング事業の対象集団の選定について

- (1) コンサルティング事業の実施を希望する地方協議会の取りまとめについて

各地方協議会事務局（運輸支局及び都道府県労働局をいう。以下同じ。）は、これまでの各種取組（実態調査、パイロット事業及び地方協議会での議論等）の結果を踏まえ、各都道府県において新たに明らかとなった課題、これまで把握していたものの、具体的取組に着手できていない課題又は引き続き深掘りが必要な課題等について精査すること。その上で、平成30年度のコンサルティング事業を活用するか否かについて、地方協議会としての方針を決定すること。

各運輸局は、管轄するブロック内の地方協議会の方針をとりまとめ、各都道府県の課題を見極めつつ、コンサルティング事業を実施する地方協議会を2つ決定すること。決定に当たっては、たとえば、下記①～③の要件を考慮することが考えられる。

- ① 平成29年度までの取組結果から、新たに把握された課題や、これまで把握していたものの、具体的な取組に着手できなかった課題の改善に取り組むもの
- ② 平成29年度までに把握し、これまでに改善に取り組んだ課題のうち、継

続性を持たせるなど、改善の定着等を図る観点から、深掘りに取り組むもの  
③ その他、地方協議会の個別の事情に応じ、コンサルティング事業を実施することが適切であると考えられるもの

なお、1つの地方協議会において、2つの集団をコンサルティング事業の対象とすることも可能とし、その場合には、コンサルティング事業を実施する地方協議会はブロックで1つとして差し支えない。

また、管轄するブロック内の各地方協議会の方針を取りまとめた結果、ブロックで3集団以上の対象を選定することを妨げるものではないが、その場合は運輸局から国土交通省自動車局貨物課に相談すること。

## (2) コンサルティング事業の対象集団の選定

上記(1)の取りまとめの結果、コンサルティング事業を実施することとなった地方協議会事務局は、以下のとおりコンサルティング事業の実施対象とする集団を選定すること。

### ア 対象集団の構成

コンサルティング事業の対象集団は、原則として発着荷主及び運送事業者（請負構造による場合は、元請・下請（実運送事業者）を含む）で構成するものとする。特に、着荷主については、可能な限り対象集団に参画させるものとする。

### イ 対象集団の候補選定

上記(1)で精査した課題について、たとえば、対象となる輸送品目や、荷主と運送事業者との認識の共有が進んでいない業界等を絞り込んだ上で、地方協議会事務局において、対象集団の候補を適切に選定すること。

選定に当たっては、都道府県労働局、運輸支局及び都道府県トラック協会などで、課題を抱え改善を希望する荷主・運送事業者の情報を持ち寄った上で検討する等、効率的な選定に努めること。

### ウ コンサルティング事業への参画依頼

上記イにより選定した対象集団の候補に対しては、平成30年度予算の成立後、地方協議会事務局内で十分に連携の上、速やかにコンサルティング事業への参画依頼を行うこと。特に、荷主にコンサルティング事業への参画を依頼する際には、必要に応じ受託業者のコンサルタントを同席させた上で、改善を進めることによる荷主側のメリット等について説明させ、参画を促すこと。

また、参画依頼を行うに当たっては、コンサルティング事業の取組内容については、地方協議会で共有し、公表する予定であることについて、参画する各事業者の了解を必ず得ること。なお、公表に当たっては、事業者名については匿名でも差し支えない。

## 3 コンサルティング事業と地方協議会の関係について

コンサルティング事業を実施する地方協議会は、対象集団に対して、トラック運転者の長時間労働の改善に向けて各事業者の積極的な取組が行われるよう必要な助言等を行うこと。

また、コンサルティングを実施する受託業者と地方協議会事務局の連絡窓口は、厚生労働省予算が割り当てられた都道府県にあつては都道府県労働局、国土交通省予算が割り当てられた都道府県にあつては運輸支局とする。

受託業者との契約は平成 30 年度の単年度を予定していることから、地方協議会においては、平成 30 年度末までに改善の効果を測定できるよう事業の進捗状況にも留意すること。

#### 4 本省への報告について

##### (1) コンサルティング事業を実施する地方協議会及び予算割当の希望について

地方運輸局は、上記 2(1)でとりまとめたコンサルティングを実施する地方協議会及び予算割当の希望について、平成 30 年 1 月 26 日（金）までに国土交通省自動車局貨物課へ報告すること。

##### (2) コンサルティング事業の対象集団の選定状況について

コンサルティング事業を実施することとなった地方協議会においては、上記 2(2)による対象集団の選定後、別添 2 により、都道府県労働局及び運輸局から速やかに厚生労働省労働基準局労働条件政策課及び国土交通省自動車局貨物課へそれぞれ報告すること。なお、対象集団が決まっていない場合でも、平成 30 年 4 月末日までに状況を報告すること。

また、報告後、必要に応じて進捗状況の報告を求めることがあるので、了知されたい。

(別添1)

### 運輸局と都道府県の対応関係

運輸局	該当都道府県	コンサルティング事業実施件数
北海道	北海道	1
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	2
北陸信越	新潟、長野、富山、石川	2
中部	愛知、静岡、岐阜、三重、福井	2
近畿	大阪、滋賀、京都、奈良、兵庫、和歌山	2
中国	広島、岡山、鳥取、島根、山口	2
四国	香川、愛媛、高知、徳島	2
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	2
	計	17

※沖縄は内閣府沖縄総合事務局

※各運輸局原則として2集団。北海道については、従来どおり1集団とする

※コンサルティング事業実施件数については、今後変動がありうる



( ○○地方協議会)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主					
運送事業者					
着荷主					
選定理由等					

※1 「名称」、「所在地」、「主な荷の種類」欄について決まり次第速やかに報告すること。それ以外の項目については追って報告することで差し支えない。

※2 「運送事業者」については、下記記入例を参考に元請、下請(1次、2次等)ごとに記載すること。

※3 「主な荷の種類」については、具体的名称でなくとも積み荷としての特性がわかる様に記載すること。

(記入例)

区分	名称	所在地	主な荷の種類 (実運送業者以外については業種を記載すること)	電話番号	担当者職氏名
発荷主	(株)○○	○○	精密機械部品製造業	××-××-××	総務部長○○
元請運送業者	(有)△△ Aセンター	△△	倉庫業(ただし一部自社配送あり)	××-××-△△	業務課長△△
下請運送業者	B貨物	□□	精密部品	××-××-□□	次長□□
着荷主	▽▽(株) C工場	▽▽	○○製品製造業	××-××-▽▽	工場長▽▽
選定理由等	(例1)実態調査結果を踏まえ、地方協議会で検討した結果、本県の主要産業である○○の輸送に係る集団を対象とすることが適当であると決定したため。 (例2)○○方面への輸送において際だって拘束時間が長い実態が見られるため、当該輸送形態を持つ集団を対象とした。				

基政発 0706 第 1 号  
基監発 0706 第 1 号  
国自貨第 43 号  
平成 29 年 7 月 6 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿  
各運輸局自動車交通部長等 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課長  
厚生労働省労働基準局監督課長  
国土交通省自動車局貨物課長

長時間労働改善ガイドラインの策定に向けた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の今後の運営について

中央に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」(以下「中央協議会」という。)では、平成 27 年 5 月 11 日付け基発 0511 第 3 号・国自貨第 13 号「『トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会』の設置について」(以下「設置通達」という。)の別添ロードマップのとおり、平成 29 年度より長時間労働改善ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の策定・普及に取り組むこととなっている。

当該ガイドラインは、地方協議会(設置通達の前文における「地方協議会」をいう。以下同じ。)の取組結果等を踏まえて策定されるものであることから、今後は下記に留意の上、地方協議会の適切な運営に努められたい。

## 記

### 1 「働き方改革実行計画」を踏まえた中央協議会におけるガイドラインの策定について

平成 29 年 3 月 28 日に開催された働き方改革実現会議において、「働き方改革実行計画」(以下「実行計画」という。)が決定され、労働基準法の改正により時間外労働の上限規制が導入されることとなったが、自動車運転の業務については、「改正法の一般則の施行期日の 5 年後に、年 960 時間(=月平均 80 時間)以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。」とされ、「5 年後の施行に向けて、荷主を含

めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。」とされたところである。また、トラック運送事業に対しては、「事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の実証事業を踏まえてガイドラインを策定する」等の取組を推進することとされたところである（別添1参照）。

さらに、平成29年6月5日に労働政策審議会で取りまとめられた「時間外労働の上限規制等について（建議）」においても、こうした取組を推進することが適当とされ、同年6月29日には、実行計画に盛り込まれた自動車運送事業に係る「関係省庁横断的な検討の場」として、内閣官房副長官を議長とする「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」が開催され、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定等に向けた検討が開始されたところである（別添2参照）。

中央協議会においては、設置通達の別添ロードマップのとおり、平成29年度よりガイドラインの策定に着手することとなるが、当該ガイドラインは、実行計画を着実に推進するため不可欠なものでもあり、トラック運送事業の実態を反映した実効性のあるものとする必要がある。

## 2 地方協議会における議論の活性化等について

地方協議会の運営状況を見ると、①荷主企業に対するヒアリングを行っているもの、②トラック運送業における課題は、荷主企業等が属する業界によって異なることから、業界団体等にヒアリングを実施し、関係業界の実情や好事例の把握等に努めているもの、③当該都道府県のトラック運送業が抱える問題点を詳しく把握するため、平成27年度に実施した実態調査について独自に詳細な分析を行っているもの、④準中型自動車免許の創設や職場意識改善助成金等の制度・トピックスについて紹介を行っているものなど、独自の工夫により議論の活性化を図っているものが見られる。

については、別添3のとおり地方協議会における取組の好事例を情報提供するので、今後の地方協議会の運営に当たり参考とすること。

また、トラック運転者の長時間労働抑制のためには、荷主となり得る各地域の事業者や消費者の理解が重要であることから、機会を捉えて中央協議会や地方協議会の取り組みを周知するとともに、必要に応じて職場意識改善助成金等の積極的な活用を促すこと。

## 3 地方協議会事務局における連携について

平成27年5月11日付け基政発0511第3号・基監発0511第1号・国自貨

第14号「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会の地方協議会運営について」（以下「課長内かん」という。）の記の2のとおり、地方協議会は都道府県労働局、運輸支局及び地方トラック協議会の共同事務局で運営しているものであるが、事務局内の認識の共有や情報共有が十分でないケースが散見される場所である。

地方協議会において実りある議論を行うためには、事務局内の適切な連携が必要不可欠であることから、定期的な打合せやメール報告等による情報共有の場を設け、パイロット事業の進捗状況や厚生労働本省または国土交通本省からの情報、その他地方協議会にとって有用な情報について、事務局内で情報格差のないよう密に連携を図ること。その上で、地方協議会の運営に当たっては、事務局内で共通の目的意識を持つとともに、各機関において柔軟かつ主体的に各々の役割を果たすよう努めること。

特に、今年度のパイロット事業を地方協議会で取り上げる際は、平成28年1月13日付け基政発0113第1号・基監発0113第1号・国自貨第121号「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会におけるパイロット事業の実施について」の記の2（2）イの実施方法の種別にかかわらず、下記にも留意すること。

(1) パイロット事業の位置付けの明確化

パイロット事業は、トラック輸送状況の実態調査結果や地方協議会の議論等において把握したトラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するために、発荷主、着荷主及び運送事業者を構成員とする集団が実施する実証実験として位置付けられるものであり、ガイドラインの策定に資する取組や対応策を収集することを目的としている。地方協議会においては、パイロット事業の位置付け及び目的を委員も含めて共有した上で、パイロット事業に参画する各事業者において積極的な取組が行われるよう、的確な助言等に努めること。

(2) パイロット事業の参画者に対する十分な説明

パイロット事業の参画者である発荷主、着荷主及び運送事業者に対しては、事業の実施に当たり、①事業者名の公表の可否、②パイロット事業の実施結果は報告書に取りまとめの上、公表することが前提であること、③パイロット事業の実施状況は地方協議会や中央協議会に報告されることについて十分な説明を行い、各事業者の理解を得ておくこと。

(3) パイロット事業の受託業者との連絡窓口の一本化

最近の地方協議会の運営状況をみると、パイロット事業の受託業者との連絡窓口が一本化されておらず、地方協議会の事務局を構成する各機関からそれぞれ受託業者に対して問い合わせや要請が行われ、情報が輻輳して

いるケースが散見される。このため、パイロット事業の受託業者との連絡窓口は、受託業者と契約している機関に一本化すること。なお、課長内かんでは、パイロット事業の運営は運輸支局の担当としていることから、運輸支局においては、受託業者との連絡窓口となった機関に対して、パイロット事業の適切な運営のため必要な指示を行うこと。一方、指示を受けた機関は速やかに対処し、事務局内で情報を共有することにより密に連携を図ること。

#### 4 地方協議会の積極的な公開について

地方協議会は、公開を原則としつつ、事業者の具体的な実態の聴取を行う場合など、必要と認める場合には非公開とすることができるものであるが、トラック輸送における取引環境や労働時間の改善に対する社会的な関心を高めるためには、地方協議会の活動を積極的に広報することが重要である。この観点から、地方協議会を非公開とする際は、必要最小限の範囲とし、公開する時間帯を前半に集約するなど工夫を凝らすこと。

働き方改革実行計画（抄）

平成 29 年 3 月 28 日  
働き方改革実現会議決定

**4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正**

（時間外労働の上限規制）

週 40 時間を超えて労働可能となる時間外労働の限度を、原則として、月 45 時間、かつ、年 360 時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年 720 時間（＝月平均 60 時間）とする。かつ、年 720 時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることでできない上限を設ける。

この上限について、①2 か月、3 か月、4 か月、5 か月、6 か月の平均で、いずれにおいても、休日労働を含んで、80 時間以内を満たさなければならないとする。②単月では、休日労働を含んで 100 時間未満を満たさなければならないとする。③加えて、時間外労働の限度の原則は、月 45 時間、かつ、年 360 時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年 6 回を上限とする。

（現行の適用除外等の取扱）

自動車の運転業務については、現行制度では限度基準告示の適用除外とされている。その特殊性を踏まえ、拘束時間の上限を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」で自動車運送事業者への監督を行っているが、限度基準告示の適用対象となっている他業種と比べて長時間労働が認められている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の 5 年後に、年 960 時間（＝月平均 80 時間）以内の規制を適用することとし、かつ、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5 年後の施行に向けて、荷主を含めた関係者で構成する協議会で労働時間の短縮策を検討するなど、長時間労働を是正するための環境整備を強力に推進する。

（取引条件改善など業種ごとの取組の推進）

自動車運送事業については、関係省庁横断的な検討の場を設け、IT の活用等

による生産性の向上、多様な人材の確保・育成等の長時間労働を是正するための環境を整備するための関連制度の見直しや支援措置を行うこととし、行動計画を策定・実施する。特にトラック運送事業においては、事業者、荷主、関係団体等が参画して実施中の実証事業を踏まえてガイドラインを策定するとともに、関係省庁と連携して、①下請取引の改善等取引条件を適正化する措置、②複数のドライバーが輸送行程を分担することで短時間勤務を可能にする等生産性向上に向けた措置や③荷待ち時間の削減等に対する荷主の協力を確保するために必要な措置、支援策を実施する。

## 自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議の開催について

平成 29 年 6 月 29 日  
関係省庁申合せ

1. 自動車運送事業について、省庁横断的な検討を行い、長時間労働を是正するための環境を整備することを目的とした関連制度の見直しや支援措置に関する行動計画の策定及び実施を総合的かつ計画的に推進するため、自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。  

議 長	内閣官房副長官（参）
議長代理	国土交通副大臣
副 議 長	内閣官房副長官補（内政）
構 成 員	内閣府政策統括官（経済財政運営担当）
	警察庁交通局長
	財務省大臣官房総括審議官
	厚生労働省労働基準局長
	農林水産省食料産業局長
	経済産業省大臣官房商務流通保安審議官
	国土交通省自動車局長
	環境省地球環境局長
3. 連絡会議の庶務は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。



## 地方協議会における取組事例

項目	実施内容
荷主企業ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 荷主委員による自社商品のトラック輸送の効率化に資する取組についての報告</li> <li>➤ 県内の主要産業の荷主による荷待ち時間の削減等の取組に関するプレゼンテーションを実施</li> <li>➤ 運輸局が事前に複数の荷主にヒアリングを実施し、各事例から見える長時間労働の原因分析などを報告</li> </ul>
業界ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 業界団体、事業者、労働組合等から物流の実情、好事例の報告</li> <li>➤ 異なる業界の荷を扱う事業者3者にヒアリングを実施し、業界毎の物流の実態を考察</li> </ul>
独自調査・アンケート	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実態調査結果の詳細分析（距離別の高速道路使用状況と荷主からの高速料金収受状況のクロス集計等）や、自由記載欄の整理</li> </ul>
制度周知、最近のトピックスの紹介	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 法改正情報（準中型免許の創設等）</li> <li>➤ 助成金の周知（職場意識改善助成金等）</li> <li>➤ 「トラック運送における生産性向上方策に関する手引き」及びそこに記載の好事例の紹介</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 独自事業として、K P I 導入調査事業（パイロット事業とは別にコンサルタントを入れ、運送の実態を測る指標を設定し、長時間労働の改善や生産性向上につなげるもの）を実施</li> <li>➤ 荷主団体宛に、運輸局・労働局連名で、過労運転と労災事故の防止について、協力要請を実施</li> </ul>

※ 実施内容の詳細に関する問合せ先

国土交通省自動車局貨物課

電話 03-5253-8111（内線41-332）

# 来年度の取組について

---

## コンサルティング事業(案)の実施

○平成28～29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業を実施予定

○パイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施予定  
(各ブロックごとに原則として2地域を予定)

### 【コンサルティング事業での実施が想定される取組(例)】

- ・パイロット事業の中で新たに把握した課題の改善に関する取組
- ・パイロット事業でこれまでに取り組んだ課題の深掘りに関する取組等

○引き続き、発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を検証予定

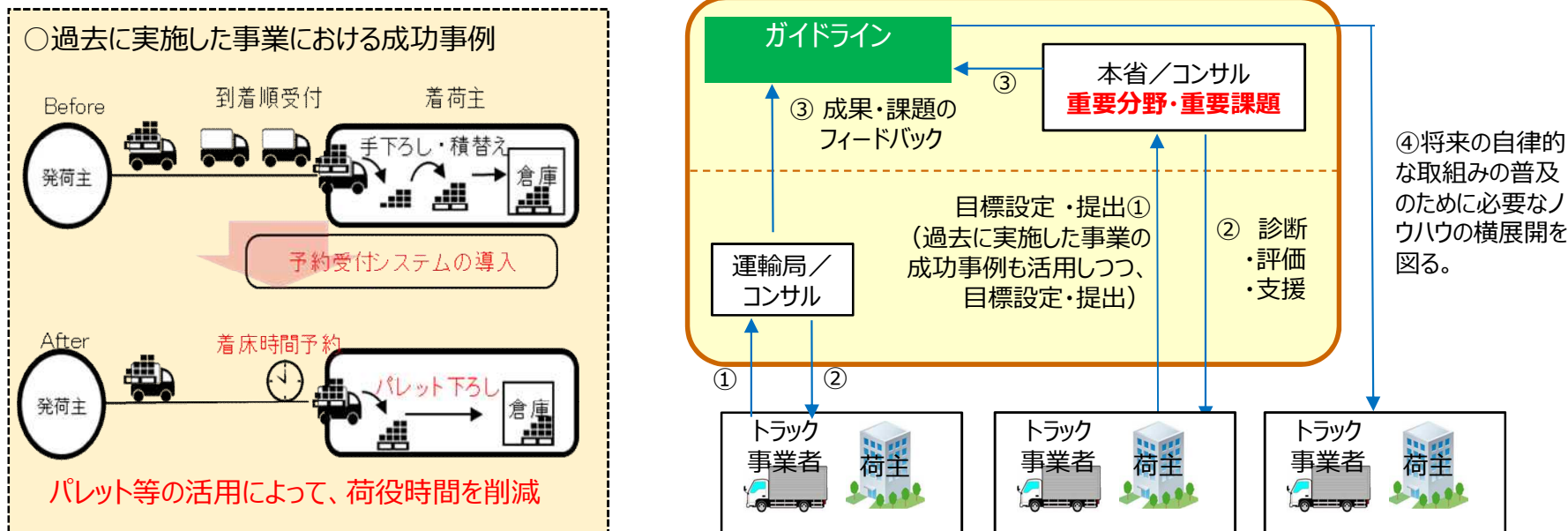
○取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

○トラック事業における働き方改革の推進に向けた取組み 平成30年度予算(案)額:101百万円

■トラック事業の生産性向上を図るべく、トラック事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上の推進に向けた取組みを行い、必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。

取組内容

- 事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上を推進するため、物流コンサルタント等の有識者によるコンサルティングを活用し、実証実験を実施。
- 実験の成果を活かして、荷主連携による働き方改革・生産性向上に取り組む機運を高めるとともに、将来の自律的な取組みの普及のために必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。



**効果** トラック運送事業者の働き方改革及び生産性向上の推進

## 地方協議会の主な取組について

### 地方協議会での主な取組（パイロット事業以外）

- 委員として参加していただいている荷主団体企業（トヨタ自動車株）より、運送事業者の労働条件改善のための取組事例について発表。【愛知】
- 取引環境の改善の取り組みとして、トラック協会、労働局、運輸支局の共催により荷主懇談会を開催。労働局からは、時間外労働の上限規制に係る法律改正、改善基準告示等について、運輸支局からは、貨物自動車運送約款、荷主勧告制度改正等について説明。また、一部の会場では公正取引委員会から下請法等の説明も実施。  
【青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島】
- 長時間労働、取引環境の改善について荷主に向けたリーフレットを作成し、商工会等を通じた配布を計画中。【静岡】（資料4-2）
- 距離別の高速道路使用状況と荷主からの高速料金収受状況を調査【大阪】（資料4-3）

# 仕入先説明会での展開事例

2017年12月4日

トヨタ自動車(株)  
物流管理部  
石崎

## 物流関係 仕入先説明会

日時：2017年9月5日

出席：仕入先296社（デンソー、アイシン等）  
輸送会社8社 391名

### <議題>

1. ドライバー労働環境改善の取組み 国土交通省
  - ・トヨタの取組み状況（本日よりご紹介）
2. 物流経路調査のお願い
3. 調達LT短縮と樹脂パレ化
4. 工場からのお願い



写真：議題1をご説明をされる古橋貨物課長様

# 「トヨタの工場受入改善と 輸送業者困りごと対応」

2017年9月5日

トヨタ自動車(株)  
物流管理部

## 1. トヨタの受入改善

<活動の経緯：2015年当時の課題>

(1) ドライバー不足問題が深刻化

(2) 厚労省、国交省より通達('15.5.11)

「輸送以外の付帯作業を荷主も改善すること」

(3) トヨタのこれまでの取組み (2010～)

多回納入→受入方式の見直しを推進

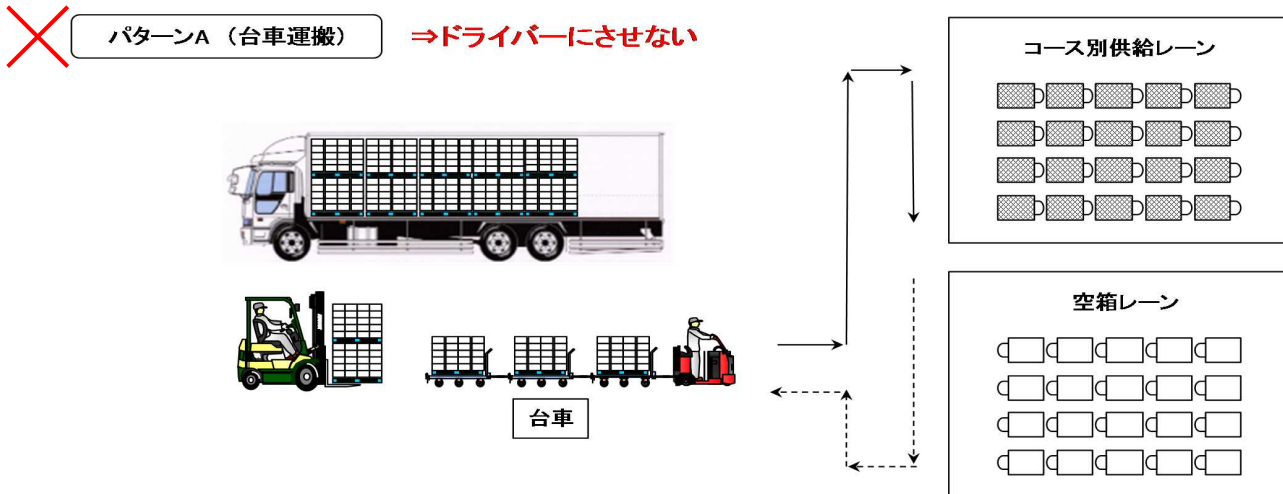
⇒ トヨタ庭先渡しの基準を再整理

## 2. トヨタの庭先渡し基準

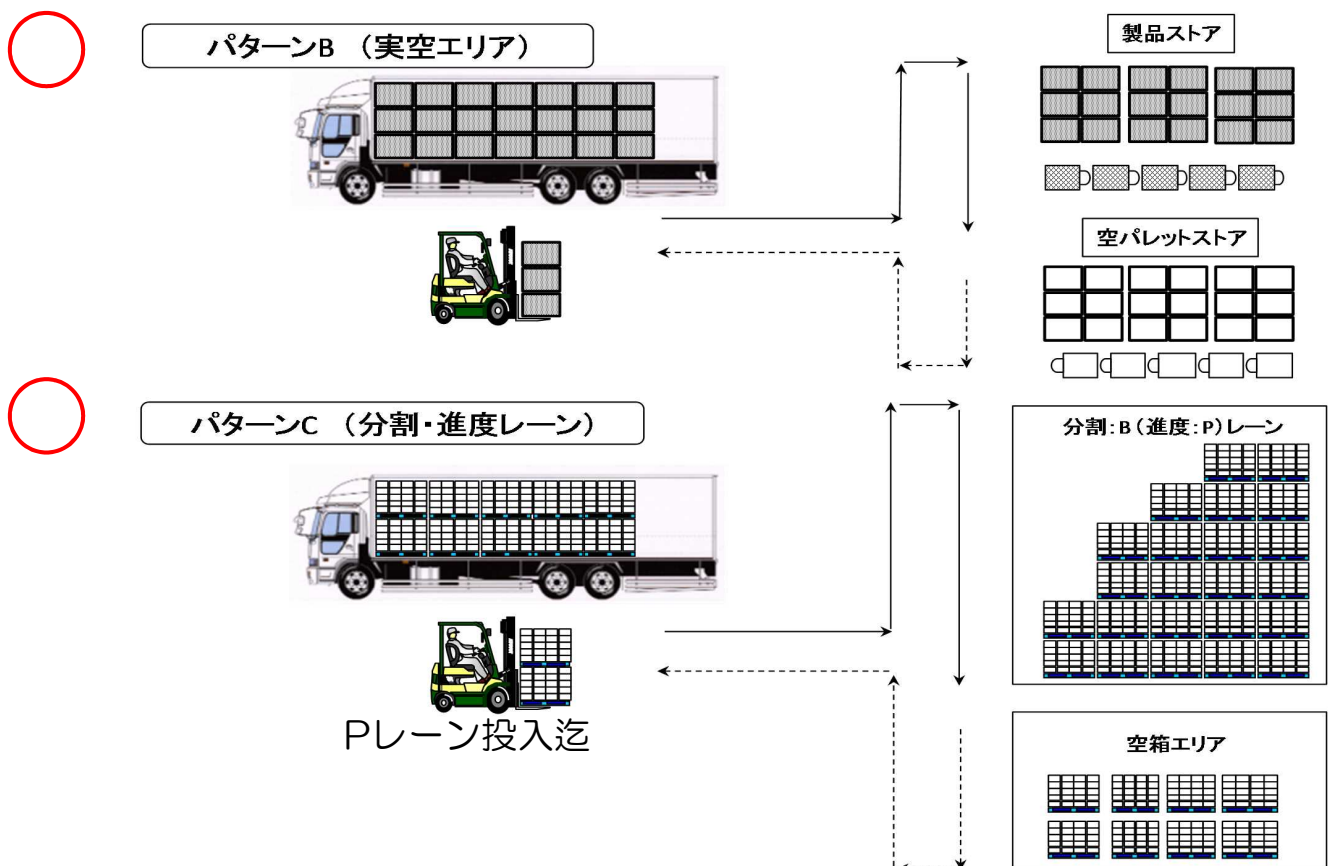
<前提>

1. 歩車分離等、安全が確保されている事
2. ドライバーは、リフト（手）作業のみ
3. 内製と外注作業エリアの分離が明確な事

### ① ドライバーに台車牽引はさせない（委託業務は除く）



### ② “満載”（30m<sup>3</sup>）のトラックが1時間で帰れる環境とする ⇒ パターンB、Cが基本、プラットから荷役場まで100m程度





### 3. トヨタの対応

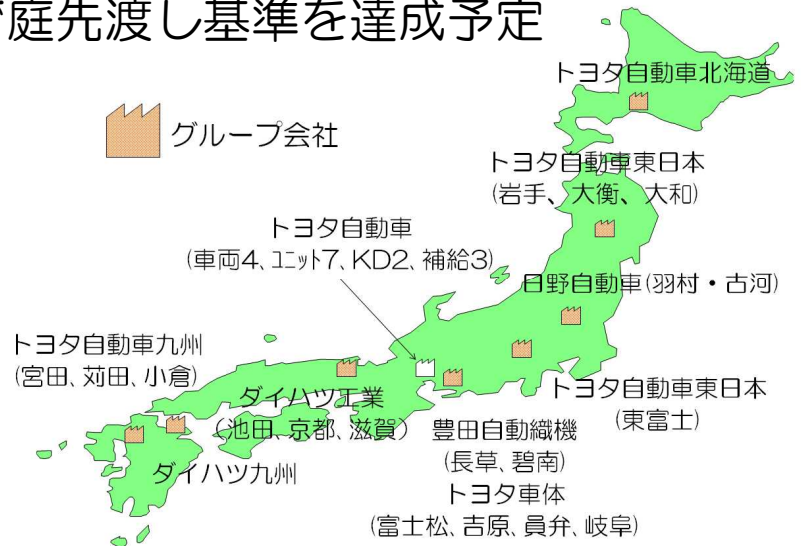
- ◆ トヨタ 全128受入を調査（'15年）

庭先渡し未遵守：28受入  
 対応済み：23受入（現在）  
 残り：5受入（計画立案済み）

- ◆ '18年中に全受入で庭先渡し基準を達成予定



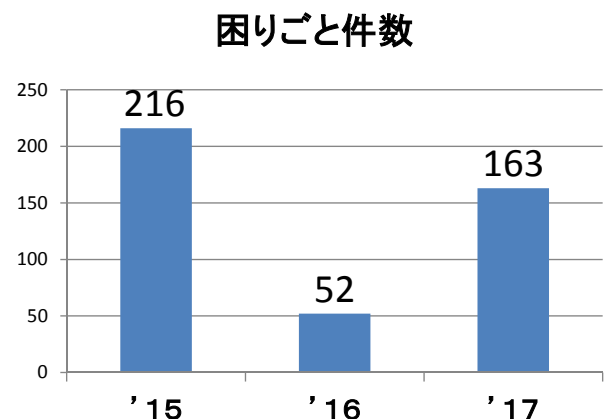
グループ会社に同様の対応を提案  
 →改善計画立案中



### 4. 輸送会社の困りごとと改善活動

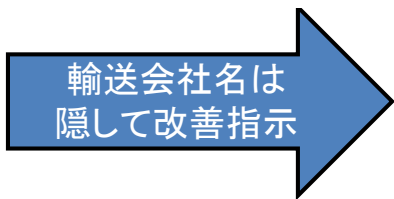
トヨタの基準を押し付けるのではなく、  
 トヨタ工場受入での困りごとが無いかな？  
 輸送会社にアンケートを実施（2015年～）

	輸送会社	対象
15年	5社	トヨタ全受入
16年	5社	トヨタ内製受入
17年	7社	トヨタ全受入 豊田自動織機 トヨタ車体



## 4. 輸送会社の困りごとと改善活動 〈アンケート結果と改善例〉

工場	作業区分	作業内容 (どのような作業でどのような危険や困り事)	体感ヒヤリ	現在の対応（危険回避の提案）
本社	リフト	余剰品置場のスペースが狭いため、リフトの旋回がやり難い。	有	置場後方の荷物に当たりそうなので、奥側で旋回作業をしている。
堤	リフト	2番・6番プラットから納入場所の動線に凹凸が多くパレット（2段積み）がずれる。	有	リフト作業を慎重に行っている。 （リフト動線の補修）
高岡	環境	11番ステーションの枠線の一部が消えていて入庫しにくい	有	白線の引いて（現場確認し改善してほしい）
田原	リフト	・搬入口シャッターが直ぐに閉まろうとする時がある	有	停まって確認後、作業している



1件ずつ対応をフォロー、  
結果は各輸送会社へご連絡

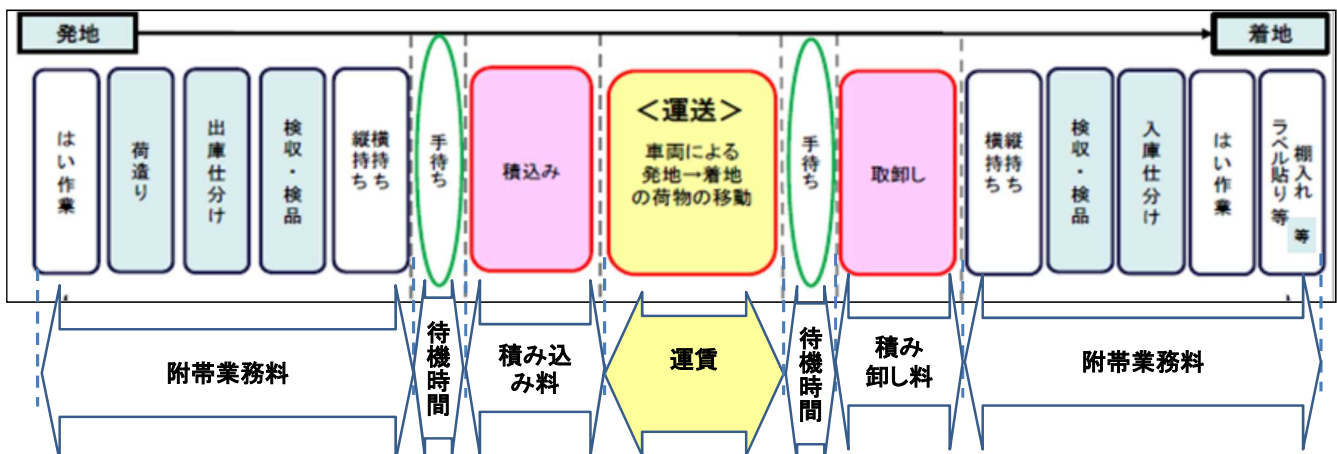
工場	(トヨタ工場) 判断	対策確認	
本社	不要設備を撤去（今週中を目途）し、レイアウトを変更（10月末）	△⇒○	対応済み
堤	予算が確保でき次第、工事实施します。	○	対応済み
高岡	8月連休中に枠線の引き直しを実施済み(ペンキにて) 予算取れ次第、焼き付きにて引き直し予定	○	対応済み
田原	センサー取替修理を予定（工事予定7/18）	○	対応済み

## 5. 仕入先様へのお願い

トヨタは受け荷主として改善を進めています。

仕入先様も発荷主として運送以外の改善をお願いします

例) 1) 空箱仕分け 2) 上面合わせ 3) 箱数カウント 等は各社でご対応



注) 待機時間：輸送会社が計画通り到着しても、手待ちによる待機が発生する時間

荷主の皆様へ

トラックドライバーの

労働条件改善に

ご協力をお願いします。



荷積み・荷卸しの際の待ち時間、  
検品・仕分け等の契約外の付帯作業がドライバーの負担となっています。



荷積み・荷卸しの待ち時間



仕分け作業



検品作業

トラック運送業界では、荷主の皆様、行政（厚生労働省・国土交通省）、  
トラック運送事業者などで構成する協議会を中央と全都道府県に設置し、  
取引環境の改善と長時間労働の抑制のための  
取り組みを積極的に進めています。

荷積み・荷卸しの際の待ち時間や付帯作業を効率化するためには、  
トラック運送事業者自らの努力はもちろんですが、  
荷主の皆様のご理解や効率的、計画的な発注などの  
ご協力が欠かせません。

トラックドライバーの労働条件の改善に向けて、  
ぜひとも荷主の皆様のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 荷主勧告制度

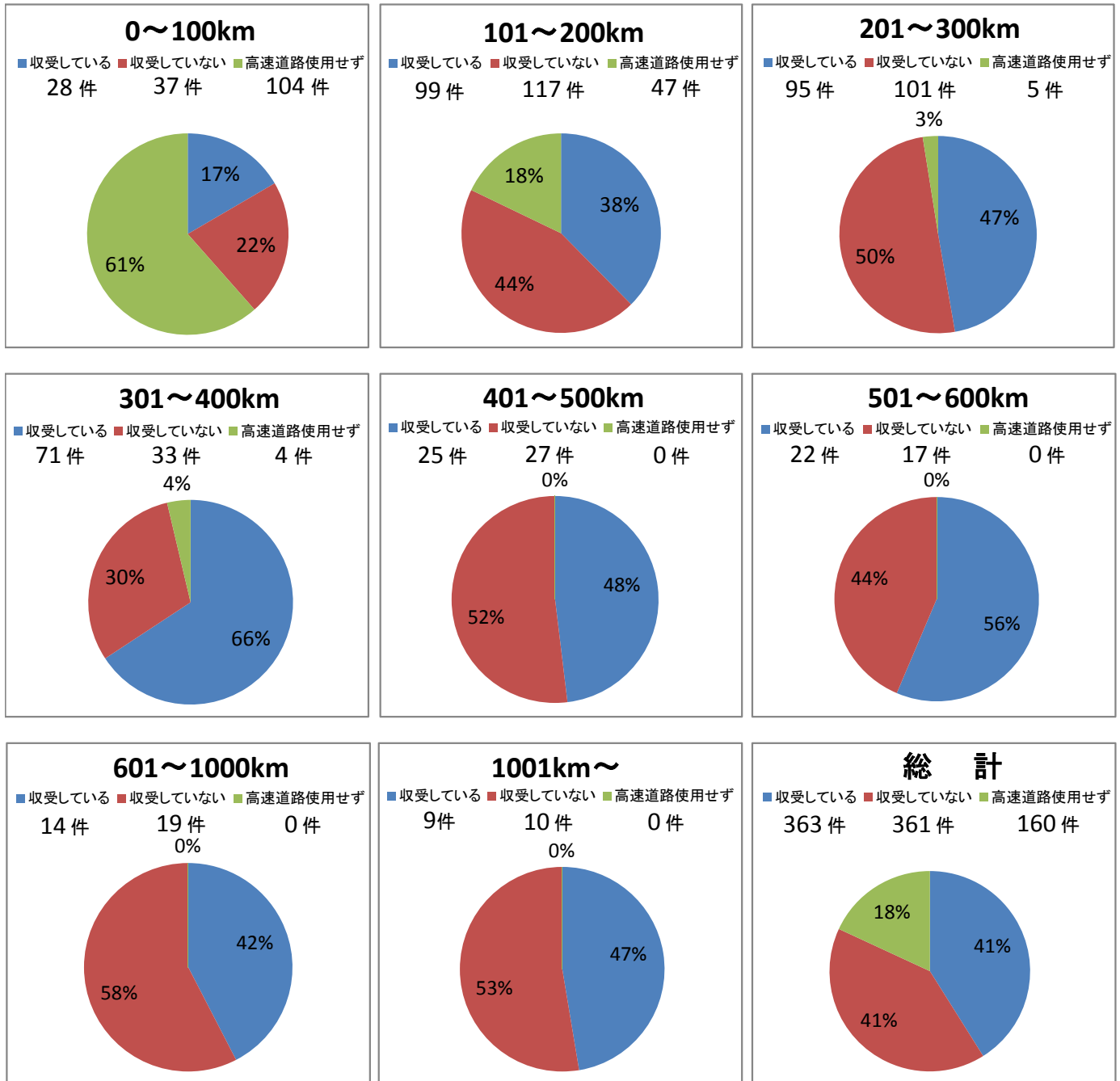
過労運転への  
荷主の関与が判明すると  
荷主名が公表されます。

一般社団法人  
静岡県トラック協会

後 援  
静岡労働局 中部運輸局 静岡運輸支局  
関東農政局 関東経済産業局 静岡県

# 高速道路料金 走行キロ別収受状況

調査票総数 884件 うち高速道路使用 724件



## 食品産業等生産性向上緊急支援事業

【203百万円】

### 対策のポイント

食品産業の生産性向上に向け、ロボット・IT導入等を図る事業者向けのフォーラムの開催、生産性を飛躍的に向上させる設備導入を支援するとともに、農産物等の物流を効率化するためのICTシステムの導入等を支援します。

### <背景／課題>

- ・食品産業界においては、取引の適正化、価格競争の激化等の課題があり、業界の持続的発展に向け、これらの課題に早急に対応していくことが必要です。
- ・「生産性革命」に向けて特に生産性の低い業種・中小事業者に対して集中的な対応が求められており、労働生産性の低い食品産業の取組を後押しすることが急務です。
- ・農産物等の物流について、長時間労働等でトラック業界の人手不足が深刻化する中、荷待ち時間の長さから物流費の上昇が予測されることから、物流の改善・効率化が急務となっている状況です。
- ・データ化された栽培ノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護のあり方や利活用のルールが整備されておらず、適切な措置を講じなければ、我が国の重要な情報が流出し、スマート農業の進展に支障を来すおそれがあり、早急な対応が必要です。

### 政策目標

- 平成33年度までに食品製造業の労働生産性の伸び率を年3.0%とする
- 6次産業化の市場規模の拡大（5.5兆円（平成27年度）→10兆円（平成32年度））

### <主な内容>

#### 1. 食品産業全体の取引改善等の課題解決 22百万円

食品産業界（製造、流通、外食）における取引条件の改善等の課題解決に向け、①適正取引推進や課題・優良取組事例等の調査、②各課題に係る専門家の派遣を通じた業界別・地方別の食品企業向けセミナーの開催を実施します。

委託費  
委託先：民間団体等

#### 2. 生産性向上フォーラムの開催 20百万円

生産性向上に対する意識改革に向け、食品製造事業者、食品機械製造事業者、コンサルタント等による「食品産業生産性向上フォーラム」（仮称）を開催し、セミナーや個別相談会による知見・ノウハウの習得やロボット・IT導入のマッチング等を実施します。

委託費  
委託先：民間団体等

#### 3. 食品製造業生産性向上緊急支援事業 84百万円

食品製造業の生産性向上を図るため、生産性を飛躍的に向上させる設備の導入、即効性のある高性能設備の整備について緊急的に支援します。

補助率：定額、1/2以内  
事業実施主体：民間団体等

4. 食品等物流効率化システム導入支援事業

70百万円

農産物等の物流を効率化するため、出荷量予測や最適な配車・輸送ルートを決定する「効率集出荷システム」、卸売市場等での荷待ち時間の短縮を図る「トラック予約受付システム」等のICTシステム導入を緊急的に支援します。

補助率：1/2以内  
事業実施主体：民間団体等

5. 農業データ知財保護・活用推進事業

7百万円

農業データ連携基盤の本格稼働までに対応するため、データ化された栽培ノウハウなど農業分野の価値あるデータについて、知的財産として保護のあり方や提供・活用する際のルールを検討し、関係者間で締結する契約に関するガイドラインの策定を支援します。

補助率：定額  
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：		
1の事業	食料産業局企画課	(03-6744-2065)
2、3の事業	食料産業局食品製造課	(03-6744-7180)
4の事業	食料産業局食品流通課	(03-3502-5741)
5の事業	食料産業局知的財産課	(03-6738-6442)

○ 食品産業の生産性向上に向け、ロボット・IT導入等を図る事業者向けのフォーラムの開催、生産性を飛躍的に向上させる設備導入を支援するとともに、農産物等の物流を効率化するため、ICTシステムの導入等を支援。

## 現状/課題

- ▶ 「生産性革命」に向けて特に生産性の低い業種・中小事業者に対して集中的な対応が求められており、労働生産性の低い食品産業の取組を後押しすることが急務の状況。
- ▶ データ化された栽培ノウハウ等の価値ある情報について、知的財産としての保護のあり方や利用のルールが整備されておらず、適切な措置を講じなければ、我が国の重要な情報が流出し、スマート農業の進展に支障を来すおそれがあり、早急な対応が必要。

## (1) 食品産業全体の取引改善等の課題解決

食品業界における取引条件の改善等の課題解決に向け、優良取組事例等の調査や食品企業向けセミナーの開催を実施（委託）。

## (2) 生産性向上フォーラムの開催

食品製造事業者、機械製造事業者、コンサルタント等による「食品産業生産性向上フォーラム」（仮称）を開催し、生産性向上に対する意識改革を推進（委託）。

## (3) 生産性を飛躍的に向上させる設備等の導入

食品製造業の生産性向上を図るため、生産性を飛躍的に向上させる設備の導入、即効性のある高性能設備の整備について緊急的に支援（補助）。

## (4) 物流効率化システムの導入

農産物等の物流を効率化するため、「トラック予約受付システム」等のICTシステムの導入について緊急的に支援（補助）。

## (5) 農業データの知財保護・活用の推進

農業データ連携基盤の本格稼働開始までに対応するため、農業分野の価値ある情報について、知的財産として保護のあり方や提供・活用する際のルールを検討し、関係者間で締結する契約に関するガイドラインの策定を支援（補助）。

## ○ 生産性を飛躍的に向上させる設備の導入

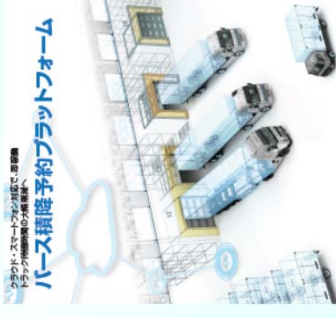


商品の包装工程において、箱詰めから封函まで自動で行うロボット



小さな作業領域で高出力かつ高精度で製品をピックアップ&ブレイスできるロボット

## ○ 物流効率化システムの導入



トラックバースの空き時間を見える化し、ドライバーがスマートフォンなどの端末から事前予約できるシステム

## 食品流通合理化促進事業

【335（一）百万円】

### 対策のポイント

食品の流通構造の合理化を図るため、パレットの導入等による物流の効率化等を支援するとともに、輸出拠点構築等を支援します。

### <背景／課題>

- ・物流においては、トラックドライバー不足等から物流費の高騰や輸送手段の確保が困難となる状況にある中で、関係者が連携し、物流の効率化を図ることや更なる物流高度化に向けた新たな技術・方式の実用化を促進することが必要です。
- ・また、食品の流通・販売においては、生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、ICTを活用したサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等が必要です。

### 政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大  
(5.5兆円(平成27年度)→10兆円(平成32年度))
- 農林水産物・食品の輸出額を拡大  
(7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

### <主な内容>

#### 1. 食品等物流改革高度化事業

##### (1) 物流業務改革促進支援事業

生産者や流通業者による一貫パレチゼーションの取組のほか、新たな船舶輸送体制の構築等の新たな流通技術・方式等の実証を支援します。

##### (2) 花き物流システム高度化・転換実証支援事業

複数の産地、流通業者、小売業者等の幅広い関係者が参画し、流通に用いる台車の統一や共同出荷輸送等の流通システム転換に向けた社会実験の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2  
事業実施主体：民間団体等）

#### 2. 食品流通合理化・新流通確立事業

流通業者等による生産情報の実需者への提供や代金決済の円滑化等の取組、ICTの活用等によるサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等のための調査・実証、設備導入の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2  
事業実施主体：民間団体等）

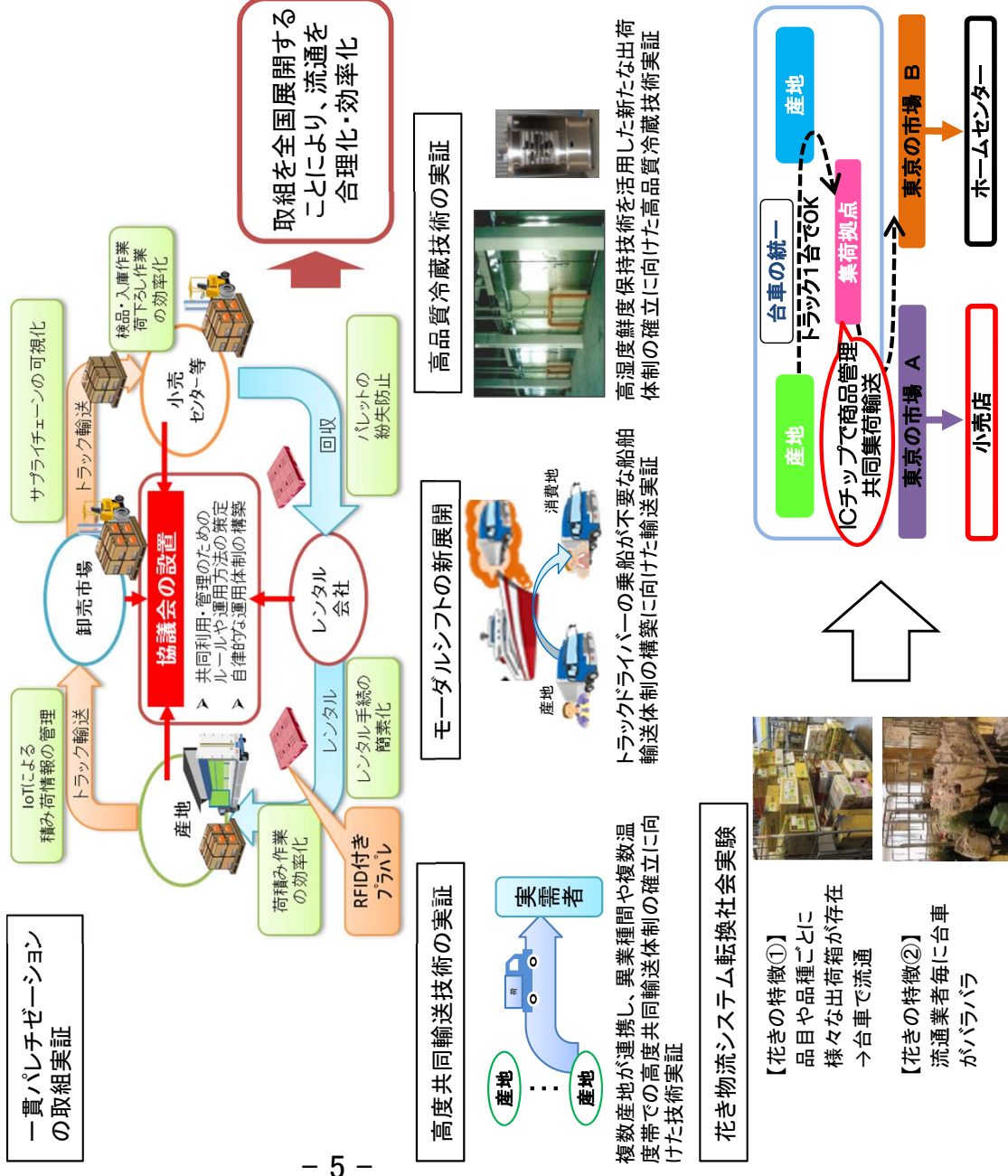
お問い合わせ先：  
1 (1) 及び2の事業  
食料産業局食品流通課 (03-3502-5741)  
1 (1) 及び(2)の事業  
生産局園芸作物課 (03-6744-2113)



食品の流通構造の合理化を図るため、パレットの導入等による物流の効率化等を支援するとともに、ICTを活用したサプライチェーンの合理化に取り組む輸出拠点構築等を支援。

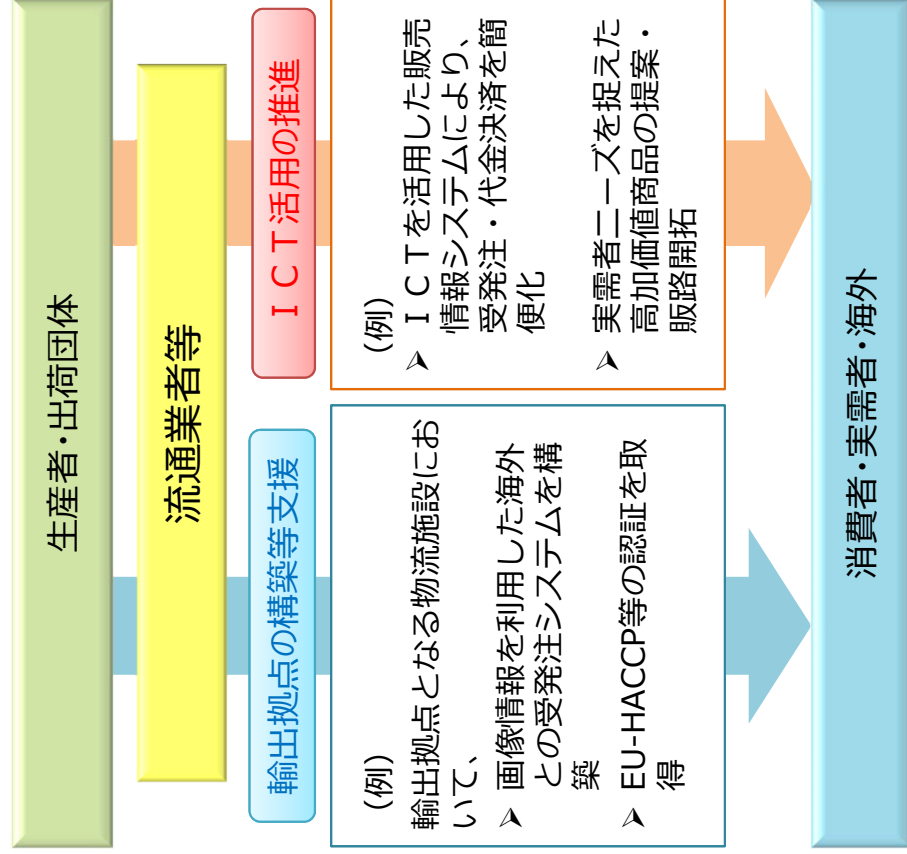
## □ 物流改革等支援のイメージ

一貫パレチゼーションの取組や、新たな流通技術・方式等の実証等を支援



## □ 輸出拠点構築等支援のイメージ

流通業者等によるICTを活用した生産情報の実需者への提供、代金決済システムの導入等による輸出拠点構築などサプライチェーンの合理化に資する調査・実証、関連設備の導入を支援



# 食品流通合理化・新流通確立事業

【平成30年度予算概算決定額：190百万円】

○農業競争力強化プログラムに基づき、生産者と消費者双方がメリットを受けられる流通構造を確立するため、流通業者等による新流通の確立やサプライチェーンを活用した輸出拠点構築などの流通合理化の促進が必要。

①新流通の確立のため、流通業者等（※）が取り組む生産者と実需者とを結ぶ物流の最適化等に必要な調査・実証及び関連設備の導入を支援。

②流通合理化に向けて、流通業者等が取り組むサプライチェーンを活用した輸出拠点構築やICTを活用した商物流の効率化等に必要な調査・実証を支援するとともに、輸出に必要な品質管理やサプライチェーンを通じた商物流システム等の設備導入を支援。

（※）通販、宅配、小売、市場関係者のほか、流通関係者と連携する事業者を含む。

## 新流通の確立

流通業者等

生産者  
・  
出荷団体

実需者  
・  
海外

支援内容

【調査・実証支援】ICTを活用した商物流最適化、付加価値情報の伝達、代金決済システム構築等の調査、実証等

【設備導入支援（リース方式）】品質管理高度化設備、商物流・代金決済の最適化を図るためのICT機器 等

## サプライチェーンを活用した輸出拠点構築など流通合理化

サプライチェーン

流通業者等

輸出拠点

生産者  
・  
出荷団体

実需者  
・  
海外

支援内容

【調査・実証支援】

- 輸出拠点構築等の構想策定に必要な現地物流調査や海外バイヤー意向調査、試験販売、輸出手続ワンストップ化の実証
- ICTを活用した海外等から産地までの受発注・代金決済やGAP等付加価値情報の伝達を可能とするシステム構築の調査、実証
- 共同配送による低コスト化やICTを活用した効率的な物流管理手法の調査、実証
- 産地でのGAP等の取組や新品種の導入、流通段階での加工処理など販売先のニーズに対応する取組の調査、実証 等

【設備導入支援（リース方式）】

- 輸出に必要な品質管理高度化設備、サプライチェーンを通じた受発注システム・ICT機器、加工処理設備、土壌分析機 等

# 安全・安心な Gマークの 安全性優良事業所を ご利用下さい



「安全性優良事業所」認定のGマークは、  
厳正な審査により高評価を得た事業所のみ  
に与えられる“安全性”の証です。  
Gの由来は Good「よい」、Glory「繁栄」  
の頭文字 G を取ったものです。

# 国土交通省が推進するGマーク認定制度！

「安全性優良事業所」は全日本トラック協会が認定する  
安全・安心な運送事業所です

## 安全性優良事業所とは

公益社団法人全日本トラック協会（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関）では、国土交通省の指導の下、利用者がより安全性の高いトラック運送事業者を選びやすくするために、学識経験者、荷主団体、消費者団体等から構成される安全性評価委員会において、事業者の安全性を評価し、認定し、公表する「安全性優良事業所」（Gマーク）認定制度を平成15年7月からスタートさせました。

平成29年12月末現在、全国で24,482事業所（全事業所の28.9%）を安全性優良事業所に認定しています。



## 3テーマ38項目の厳しい評価項目

- 1 「安全性に対する法令の遵守状況」**  
適正化指導員による事業所の巡回指導結果、運輸安全マネジメントの取組状況を評価
- 2 「事故や違反の状況」**  
事故や行政処分の状況を評価
- 3 「安全性に対する取組の積極性」**  
安全対策会議の実施、運転者への教育などの取組を評価

上記3つのテーマに、計38の評価項目が設けられています。

100点満点中80点以上の評価など全ての認定要件をクリアした事業所だけが「安全性優良事業所」として認定されます。また、認定された後も2～4年ごとに更新審査があるため、Gマーク認定事業所では安全性が維持されています。

## 産業界も注目しています

### 安全運送に関する荷主としての行動指針（抜粋）

一般社団法人日本経済団体連合会（平成15年10月21日策定）

運送事業者の選定にあたっては、ISO9001基準や  
安全性優良事業所認定制度などの客観的な基準を積極的に活用する。

## 「安全性優良事業所」の認定事業所を知るには？

安全性優良事業所（Gマーク事業所）は、全日本トラック協会のホームページにて、事業所名、住所、電話番号を公表しています。また、希望する認定事業所のホームページへのリンク及び主な輸送品目を掲載しています。

■ 引越の下見・見積り・作業

# あたりまえを、きちんと。

「引越安心マーク」は、下見・見積り・作業など引越の  
ルールを守る事業者であることのしるし。  
引越事業者選びで悩んだら、このマークが目印です。



## 引越安心マーク

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。



公益社団法人

全日本トラック協会

# 人生に何度もない引越だから



人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成26年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。

この制度は、引越前の下見や見積り、作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

## あたりまえを、きちんと。

「引越安心マーク」の優良事業者は“引越のルール”を守ります。



引越のご相談は下記まで



あたりまえを、きちんと。

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。

詳しくは…

## 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川県地方協議会」の取組みにかかる広報について

- (1) 概要 荷主及び県民に対して、当協議会の取組み及び標準運送約款改正に伴う運賃・料金の明確化に関するテレビ CM を作成、放送した。
- (2) 放送期間 平成 29 年 11 月 20 日（月）から 1 ヶ月間  
（5 時から 7 時、22 時から 25 時）
- (3) 放送局 北陸朝日放送、北陸放送、テレビ金沢、石川テレビ
- (4) 放送回数 合計 56 回
- (5) その他 インターネットでの動画配信及びラジオ CM も併せて放送。

### 【 CM 内容（15 秒） 】



トラック運送業界では、荷主の皆様、行政、トラック運送事業者などで構成する協議会を中央と全都道府県に設置し、取引環境の改善と長時間労働の抑制のための取組みを積極的に進めています。

平成 29 年 11 月 4 日より  
トラック輸送における  
運賃・料金の  
取受ルールが変わり、

「運賃」と「作業料金・待機料金」  
などの区別が明確化されました。

荷主の皆様のご理解・ご協力をお願い致します。